第六条第一項中「の各号」を削り、第八号から第十一号までを次のように改める。

八　単体における自己資本の構成に関する開示事項

九　貸借対照表の科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十　連結における自己資本の構成に関する開示事項

十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第六条第二項中「により作成し、」を「により、」に、「作成しなければならない」を「それぞれ作成するものとする」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（適用時期）」を付し、附則に次の一条を加える。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号。第二項及び第三項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条第三項第十号（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2　平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条第三項第十一号（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第十一号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3　平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第二項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

附則に附則別紙様式として次の二様式を加える。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)			
普通株式に係る株主資本の額			1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額			1a
うち、利益剰余金の額			2
うち、自己株式の額（△）			1c
うち、社外流出予定額（△）			26
うち、上記以外に該当するものの額			
普通株式に係る新株予約権の額			1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			3
うち、危機対応準備金の額			
うち、特別準備金の額			
経過措置により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)			6
普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			8+9
うち、のれんに係るものの額			8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			10
繰延ヘッジ損益の額			11
適格引当金不足額			12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			14
前払年金費用の額			15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			17
少数出資金融機関等の普通株式の額			18
特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21